

事業名	建築文化賞顕彰事業費	財務コード (事業)	147901
細事業名	建築文化賞推進顕彰事業費補助金		
担当部課室	県土整備 部	建築住宅 課	建築防災 担当 (内線) 7673

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	補助(山梨県建築文化賞推進協議会)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に これから建物を建築しようとする者</td> <td>その対象をどのような状態にして 建築文化や町並み景観に対する意識 が高揚している</td> <td>結果、何に結びつけるのか 魅力と風格のある文化的で快適なまち づくり</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に これから建物を建築しようとする者	その対象をどのような状態にして 建築文化や町並み景観に対する意識 が高揚している	結果、何に結びつけるのか 魅力と風格のある文化的で快適なまち づくり
誰(何)を対象に これから建物を建築しようとする者	その対象をどのような状態にして 建築文化や町並み景観に対する意識 が高揚している	結果、何に結びつけるのか 魅力と風格のある文化的で快適なまち づくり		
事業の内容 ※主に 23年度	<p>表彰制度の概要 実施主体:山梨県建築文化賞推進協議会(県、県建設業協会、県建築士会、県建築設計協会、県建築士事務所協会、 県建設技術センターで構成) 県からの補助率1/2(補助限度額1,000千円) 対象:個人、企業、市町村が一年以内に竣工した建築物 募集期間:7~8月 表彰式:11月 表彰部門:住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4部門(各々文化賞と 奨励賞) 受賞作品の選定:審査委員会を開催(委員長:東京工業大学名誉教授、その他委員:6名) その他:県HPや電子住宅フェアにおいて受賞作品を紹介する ※国の地域住宅交付金を活用し実施(H23は県からの補助金829千円のうち158千円)</p>			
根拠法令等	山梨県建築文化賞顕彰事業費補助金交付要綱			

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	推薦(応募)件数	65	100	92	100	100	目標設定の考え方 過去の目標値及び実績値を参考に した。 データの出典等 山梨県建築文化賞推進協議会の実 績報告
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			92.0 %			
成果指標	受賞件数	8	8	8	8	8	目標設定の考え方 4つの部門のついて、各々建築文化 賞及び建築文化賞奨励賞を表彰す る。 データの出典等 山梨県建築文化賞推進協議会の実 績報告
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			100.0 %			
決算額、予算額		871		829	1,000	960	成果指標によらない成果 例年、マスコミや業界紙でも取り上げら れ、この賞が優れた建物を創造しよう とする関係者の励みの一つとなっており、 平成23年度は応募件数92件中、建築文 化賞3件、建築文化奨励賞5件が受賞し ている。
(千円) うち一財額		701		671	791	769	
所要時間(直接分)	10 時間		10 時間		10 時間		
所要時間(間接分)	100 時間		100 時間		100 時間		
所要時間計	110 時間		110 時間		110 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)		222		222	222	222	

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成2年度から県で直接事業の実施を行ってきたが、平成16年度政策アセスにより、平成18年度からは実施方法等が変更されることとなった。これを受け平成18年度以降は、県と民間団体が設置した協議会が顕彰事業を実施しており、県は本協議会に対し事業費の1/2以内かつ1,000千円を限度とする補助金を交付している。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 予算に制限があり、受賞件数を最大で8件としているが、毎年、景観性、機能性等に優れた建築物を表彰・公表することによって、県民に建築物やまちなみの景観に対する意識の高揚が図られている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	現在、受賞者の表彰については、受賞した建築物の建築主、建築に関わった設計者及び施工者全てに表彰をしている。これらすべての表彰状の筆耕を委託しているが、事務局が作成するなど、事業内容の見直しを行う。	i

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
縮小	これまで表彰状の筆耕については、委託により手書き筆文字により行っていたが、昨今のパソコンや印刷機の機能向上から、印刷機でも質の高い表彰状の作成が可能となったことから、事務局で直接表彰状を作成することとした。筆耕料の委託を見直したことにより、補助対象事業が縮小され、平成25年度予算要求では、事業費ベースでは約80千円、県の支出は40千円の事業の縮小となった。

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。